

< 水路清掃について >

上下水道局下水道建設課（建設部河川水路課）

搬入できるもの及び搬入先

・ 土砂類

→ 最終処分場（菊本町）

（土砂をビニール袋等に入れた状態では受け入れできません。袋類は取り除いて土砂のみの搬入をお願いします。）

・ 草類（水路沿い）

・ ビン（色分け必要）

・ 缶類

・ ペットボトル類

・ プラスチック類

汚れているビン・缶類はまとめて「不燃物」扱いとなります

清掃センター（観音原町）

（ビニール袋配布）

（注）家庭のごみの出し方に従い分別し、搬入して下さい。

水路清掃以外のごみは搬入できません。

（例：公園の剪定ごみ・家庭ごみ・自治会館の不要物等）

注意事項

1. ダンプ1台につき、実施団体から1人必ず同乗して下さい。
2. 最終処分場の搬入経路を遵守してください。（裏面参照）
3. 搬入途中の道路への飛散防止のため、過積載にならないよう注意して下さい。
4. 最終処分場及び清掃センター内は、必ず係員の指示に従って下さい。
5. 申請者は、清掃箇所等を記入した地図等を下水道建設課（河川水路課）まで、提出して下さい。
6. 許可書は複写禁止です。紛失の際は、下水道建設課（河川水路課）65-1576まで連絡して下さい。
7. 当日、雨天等で中止となった場合は、ダンプ配車業者と最終処分場か清掃センターへ連絡して下さい。延期日が決定している場合は担当業者と相談の上、許可証の日付を変更し、その旨を下水道建設課（河川水路課）へ連絡して下さい。延期日が未定の場合は、許可証を下水道建設課（河川水路課）まで返却して下さい。
連絡先：最終処分場 37-5300 清掃センター 41-4225
8. 集配車は、原則2tダンプトラックとします。（軽トラックの場合は賃料の支払いができません。）

上記の事項を必ず遵守してください。

